

令和 8 年度

相模原市立桂北小学校いじめ防止基本方針

相模原市立 桂北小学校

## 相模原市立桂北小学校いじめ防止基本方針

### 【学校教育目標】

自ら学び自ら考え、未来をたくましく生きる子の育成

【家庭・地域との連携】	【校内組織】	【関係機関との連携】
<p>学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめ問題について協議をする機会を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校評議員会<ul style="list-style-type: none"><li>・安心安全ボランティアとの情報交換</li><li>・個人面談</li><li>・教育相談</li><li>・さがみっこフェスティバルでのPTAの連携（11月21日）</li></ul></li><li>・小中一貫教育</li><li>・相模湖こども園との交流</li></ul>	<p>【桂北小学校いじめ防止対策委員会】</p> <p>校長、副校長、教務主任、児童支援専任教諭、児童指導主任、総括教諭、養護教諭、支援教育コーディネーター</p> <p>※具体的な事案の状況に応じて構成員の拡充を行う。（青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）</p>	<p>児童相談所 子育て支援センター 警察署 教育委員会各課 民生委員</p>

### 【いじめの未然防止】

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

詳細は「4 いじめへの未然防止の取り組み」参照。

### 【いじめの早期発見】

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

詳細は「5 いじめへの早期発見の取り組み」参照。

### 【いじめへの対処】

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

詳細は「6 いじめの対処」参照。

## 1 いじめとは

「いじめ防止対策推進法」では、いじめの定義に含まれる要素は次の4つである。

- ①児童・生徒であること
- ②一定の人間関係が存在すること
- ③心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④心身の苦痛を感じていること

## 2 いじめの防止等の取り組みを推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○組織名称：桂北小学校いじめ防止対策委員会

○構成員：校長、副校長、教務主任、児童支援専任教諭、児童指導主任、総括教諭、養護教諭、支援教育コーディネーター  
※具体的な事案の状況に応じて構成員の拡充を行う。（青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）

○いじめ防止対策委員会の取り組み内容

いじめ防止対策委員会は、日頃から実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思いなどの情報を常に把握するよう努めるとともに、学校全体でのいじめの未然防止・早期発見の取り組み、適切かつ迅速にいじめへの対処が行われるよう、次の業務を遂行する。

- (1) いじめの未然防止・早期発見の体制整備及び取り組み  
詳細は、「4 いじめの未然防止の取り組み」、「5 いじめへの早期発見の取り組み」を参照
- (2) いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- (3) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- (4) いじめを行った児童に対する指導
- (5) いじめを行った児童の保護者に対する助言
- (6) 専門的な知識を有する方々との連携
- (7) その他いじめの防止等に係ること

## 4 いじめの未然防止の取り組み

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

①授業改善：一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくり

- ・支援教育支援員の計画的配置
- ・校内研究による授業づくり
- ・個別の指導計画の作成
- ・年度末に子ども・保護者によるアンケート評価

②居場所づくり：話し合い活動の充実や仲間づくり（特別活動）

- ・なかよしタイム（5月21日）
- ・さがみっこフェスティバル（11月21日）
- ・委員会活動
- ・クラブ活動 など

(2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

絆づくり：異学年交流

- ・1年生を迎える会（4月21日）
- ・なかよしタイム（5月21日）
- ・運動会（10月17日）
- ・さがみっこフェスティバル（11月21日）

(3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。

①人権教育の充実：「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。（人権週間中の朝会、及び図書室での人権コーナー設置）

②道徳教育の充実：道徳の時間の確保。道徳の時間だけでなく、すべての教育活動の中で実践をする。（通年）

③津久井支援学校との交流会

④相模湖こども園との交流

⑤小中一貫教育の充実

(4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。

①校内研修：いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修（夏期休業中などに実施）

②教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取り組みの充実を図る。（通年）

- ③全校集会、学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話
  - ・いじめ防止集会（朝会）… 1・2 学期
  - ・人権の話【朝会】… 2 学期
- ④年度始めの懇談会における啓発

(5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

- ①学校評議員会
- ②安心安全ボランティアとの情報交換
- ③個人面談・教育相談
- ④さがみっこフェスティバルでのPTAとの連携
- ⑤小中一貫教育
- ⑥相模湖こども園との交流

## 5 いじめの早期発見の取り組み

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
  - ①休み時間の過ごし方や会話の中での児童の様子
  - ②子どものノート、個人面談等により把握
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
  - ①アンケートの実施：各学期に1回
  - ②教育相談週間：年2回
- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
  - ①相談窓口の周知（4月）
 

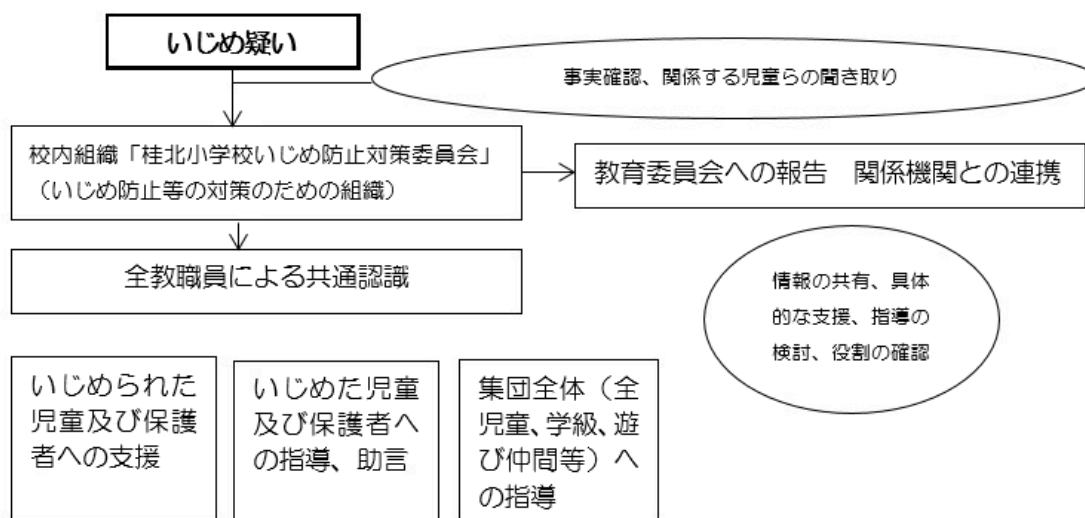
青少年教育カウンセラー	毎週木曜日	TEL：042-684-2024（直通）
青少年相談センター	相模湖相談室	TEL：042-684-3260
相談指導教室『かつら』		TEL：042-684-2361
さがみはら子どもSOSダイヤル		TEL：042-707-7053
ヤングテレホン		TEL：042-755-2552
  - ②ほけんだより、相談室だよりの発行
  - ③青少年教育カウンセラーによる校内巡回

## 6 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
  - ①校内の「桂北小学校いじめ防止対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）に直ちに情報を共有する。
  - ②すみやかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体（学級、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
  - ③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込み等については直ちに削除等の措置を行い、関係機関等に協力や援助を求める。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
  - 青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
  - 各警察署、県警少年相談・保護センター
  - 青少年相談員
  - 児童相談所、子育て支援センター

(対応経路)



## 7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じてすみやかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。

## 8 年間計画

	実施予定
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援教育支援員の計画的配置</li> <li>・校内研究による授業づくり</li> <li>・個別の指導計画の作成</li> <li>・ロング昼休み（火曜日,木曜日）</li> <li>・朝会（月に1回程度）</li> <li>・道徳教育の充実：「特別の教科道徳」の時間の確保。教科の時間だけでなく、すべての教育活動の中で実践をする。</li> <li>・津久井支援学校との交流会</li> <li>・相模湖こども園との交流</li> <li>・小中一貫教育の充実</li> <li>・教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取り組みの充実を図る</li> <li>・小中一貫教育連絡協議会</li> <li>・小中連携教育推進事業</li> <li>・休み時間等を利用した児童の実態把握</li> <li>・子どもの日記やノート、個人面談等からの実態把握</li> <li>・アンケートの実施：各学期に1回</li> <li>・教育相談週間：年2回</li> <li>・保健だより、相談室だよりの発行</li> <li>・青少年教育カウンセラーによる校内巡回</li> <li>・全校遊び</li> </ul>
1学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の周知（4月）</li> <li>・1年生を迎える会（4月21日）</li> <li>・懇談会における啓発（4月25日）</li> <li>・たてわり班によるなかよしタイム（5月21日）</li> <li>・いじめ防止集会(5月12日の朝会)</li> <li>・校内研修：いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修（夏期休業中に実施）</li> </ul>
2学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会（10月17日）</li> <li>・いじめ防止集会（11月10日の朝会）</li> <li>・さがみっこフェスティバルでのPTAとの連携（11月21日）</li> <li>・12月に子ども・保護者によるアンケート評価</li> </ul>
3学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流給食</li> <li>・ピンクシャツデー（2月）</li> <li>・卒業式に向けて（3月）</li> </ul>

## 9 その他

この要項は、令和8年4月1日から施行する。